

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（六二）
 - 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（六三）
 - 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（六四）
- 〔告 示〕
- 適格消費者団体を公示する件（消費者庁一）
 - 元売業者の指定を取り消した件（総務六三）
 - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委九）
 - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証券を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同一〇）
 - 戸籍法第十八条第一項の規定による指定に関する件（法務一三〇）
 - 除籍が滅失した件（同一三一）

○ 日本国に帰化を許可する件（同一三一）

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同一三三）

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同一三四）

○ 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁五）

○ 労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関を登録した件（厚生労働四四）

○ 労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関の事務所名称及び所在地を変更した件（同一四五）

○ 労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の業務の全部を廃止した件（同一四六）

○ 種苗法第四十九号第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産四八三、四八七）

○ 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業二五）

○ 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件（同一二六）

○ 特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁六）

○ 国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（国土交通二九三、二九五）

○ 道路に関する件（北海道開発局二四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 農林水産省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三号第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）

社内検定認定公示（厚生労働省）

国家試験

平成二十六年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

商号登記抹消、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係裁判所、
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

附則

- 1 (施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。
- 3 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日(同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。)がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。
- 4 この政令による改正後の第二十九条の七第二項から第五項まで並びに附則第四条第二項及び第三項の規定は、平成二十七年年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十五年年度」を「平成三十六年度」に改め、同条第一項中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に、「平成二十五年三月一日から平成二十六年二月二十八日まで」を「平成二十六年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで」に改め、同条第二項中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第六十九号)第一条の規定」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第六十四号)」に、「平成二十六年年度」を「平成二十七年年度」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第二条の規定は、平成二十六年年度に係る国民健康保険組合に対する補助金について適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

告示

○消費者庁告示第一号
消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。
平成二十七年三月四日
消費者庁長官 板東久美子

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号埼玉県生活協同組合連合会内	さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号埼玉県生活協同組合連合会内	平成二十七年二月二十五日
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	大分市青崎一丁目9番35号	大分市青崎一丁目9番35号	平成二十七年二月二十五日

○総務省告示第六十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第三号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第八条の三十三第二項の規定に基づき告示する。
平成二十七年三月四日
総務大臣 山本 早苗
取消しの年月日

名 称 MOCマーケティング合 主たる事務所又は事業所の所在地
同会社 東京都港区港南一丁目八番十五号
平成二十七年一月一日

○政治資金適正化委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
平成二十七年三月四日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

- 登録番号 氏 名 抹消年月日 抹消事由
- 八四六 山本善三郎 二四、一一、一七 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
 - 一四三〇 堀腰 健一 二七、一一、二二 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
 - 四六六八 藤井 浩雅 二六、一〇、一七 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
- 政治資金適正化委員会告示第十号
政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年三月四日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏 名 登録政治資金監査人証票の番号 亡失年月日

- 三六六七 川手 典子 三三三四二七、一一、一一